

## PCI 贈賄事件の概要

### 1. 事件の概要

(1) 昨年8月4日、東京地検特捜部により、不正競争防止法違反(外国公務員への贈賄)の疑いで以下4名が逮捕され、同月25日には右4名および法人としてのPCI社が起訴された。

- ・ 多賀正義(62)PCI社前社長
- ・ 高須邦雄(65)元常務
- ・ 坂下治男(62)元取締役
- ・ 坂野恒夫(58)元ハノイ事務所長

(2) 起訴事実の要旨

(イ) 被告人坂下、同坂野及び同高須は、ほか数名と共謀の上、平成15年12月、ベトナム社会主義共和国ホーチミン市所在の東西ハイウェイ・水環境業務管理局事務所において、同業務管理局幹部に対し、PCIが同業務管理局発注に係るサイゴン東西ハイウェイ建設事業に関するコンサルティング業務を受注した謝礼等の趣旨で、現金60万米ドルを供与し、

(ロ) 被告人多賀、同坂下及び同高須は、ほか数名と共謀の上、被告会社の業務に関し、平成18年8月、前期業務管理局事務所において前期業務管理局幹部に対し、前同様の趣旨で、現金22万米ドルを供与したものである。

(3) 昨年11月11日に第一回公判、12月2日に第二回公判、同月16日に第三回公判が行われ、結審した。1月29日判決公判が行われ、坂下、高須、坂野被告に対し懲役1.5～2年の有罪判決(執行猶予3年付)が、同社に対しては罰金7千万円が確定。多賀被告は、中国での遺棄化学兵器事業に係る詐欺罪にも問われていることから分離して公判が進められ、3月24日に言い渡された有罪判決(懲役2.5年、執行猶予3年)が確定。

(4) 収賄側とされる前ホーチミン市人民委員会東西ハイウェイ・水環境業務管理局長も、本年2月11日に逮捕され<sup>1</sup>、捜査・拘束継続中。

### 2. 本事件に係るODAの案件概要

(1) 案件名: サイゴン東西ハイウェイ建設計画(円借款)

(2) 案件概要: ホーチミン市サイゴン川渡河トンネルを含む東西方向の幹線道路の建設。

(3) これまでの借款実績: (E/N ベース、L/A 調印月)

第一期	00年3月	42.55億円	
第二期	02年3月	109.26億円	
第三期	03年3月	67.75億円	
第四期	05年3月	190.71億円	(合計) 410.27億円

(4) うち PCI社を含むコンサルタントの受注実績:

2001年10月	詳細設計等	11.53億円(4社JVの総額、契約終了済)
2003年3月	施工監理等	20.57億円(5社JVの総額、業務実施中)

(了)

<sup>1</sup> 罪状は刑法281条違反(職権濫用)、収賄罪については、捜査中。